

宝仙学園中学校・高等学校 いじめ防止基本方針 (Web 簡易版)

1. はじめに

当学園では、いじめによる重大事案も発生したことを踏まえ、いじめの定義を再認識し、**早期発見・対応が不可欠**であると捉えています。いじめは生徒の心身の健全な成長や人格形成に重大な影響を与え、その生命や身体に危険を及ぼす可能性がある、**決して許されない人権侵害行為**です。学校全体で組織的に、保護者、学園本部、警察、児童支援施設等関係機関と連携し、生徒が笑顔で「いじめのない学校生活」を送れるよう、本方針を策定しました。

2. いじめの定義と基本認識

「いじめ」とは、生徒が心身の苦痛を感じている、一定の人間関係にある他の生徒が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む)**と定義されます。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものであり、大人には気づきにくい場合が多いという認識を持っています。また、いじめはその態様により暴行、恐喝、強要等の**犯罪行為に該当する可能性**があり、その場合は速やかに警察に相談・通報するなど連携して対応します。

3. いじめの未然防止と早期発見

いじめが起らない学校・クラスづくりが最も重要です。教職員は「いじめは許さない」「見逃さない」という毅然とした態度で臨み、人権教育や道徳教育の充実、生徒の自己有用感・自尊感情を高める授業や活動を通じて、「いじめを生まない土壌」を育みます。日々の観察、アンケート、面談などを通じ、いじめの兆候を早期に発見する力を高め、生徒が**相談しやすい環境を整える**ことに努めます。保護者の皆様との連携や、家庭での啓発活動も不可欠と考えています。

4. いじめ発生時の対応

いじめの兆候を発見した際は、問題を軽視することなく、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速に対応します。教職員が一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」を中心に学校全体で組織的に対応します。正確な実態把握を行い、いじめられた生徒への支援、いじめた生徒への指導、そして保護者との連携を密に行い、いじめの再発防止に努めます。特にインターネット上のいじめに対しては、家庭での使用ルールづくり、情報モラル指導の徹底、関係機関との連携を強化して対応します。

5. いじめ防止体制と年間計画

校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策委員会を設置し、学校全体で総合的な対策を推進します。いじめ防止対策推進法に基づき、東京都私学部や警察など関係機関との連携も強化し、教職員の資質向上のための研修を定期的実施します。

詳しくは BLEND のいじめ防止基本方針をご確認ください。